

7. 交通機関の割引等

《有料道路通行料金の割引》

内 容

- 有料道路を通行する場合、通常料金の半額になります。（端数が生じる場合、支払額を10円単位で切り上げ）
- 割引制度は自動車の登録に関わらず事前申請が必要です。手続きにより割引対象である旨を記載したシールが貼付された手帳を料金所で提示してください。
- ETC搭載車については、事前申請及び登録により料金引き落とし時に割引されます。登録できるETCカードの名義は障害者本人に限ります。（18歳未満の障害者については保護者名義で登録可能）
- 本割引には有効期限が設けられています。継続して利用するためには更新手続きが必要です。

対象の範囲

- ①身体障害者手帳の交付を受けている本人が運転される場合
- ②障害者本人以外の方が運転し、第1種の身体障害者手帳又は愛護手帳Aの交付を受けている方（重度障害者）が同乗する場合

事前登録ができる自動車（登録は障害者1人につき1台可能、営業車は除く）

下記の車両で所有者が本人、配偶者、直系親族、他同居の親族、介護者（重度障害者のみ）

- ①乗用自動車（定員10人以下）
- ②二輪自動車（総排気量125ccを超えるもの）
- ③貨物自動車（定員4人以上10人以下で最大積載量が500kg以下のもの）
- ④特種用途自動車（定員10人以下で自動車検査証等に「車いす移動車」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもの）

割引の対象となる自動車（営業車は除く）

- ①事前登録ができる自動車
- ②知人等が所有する自動車、レンタカー、借用自動車
- ③介護・福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両（重度障害者のみ）

※自動車を保有されていない障害者の方もこの制度を利用することができます。

※②及び③は車の仕様や会社によって割引の利用ができない場合がありますので利用前に各会社等へご確認ください。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳又は愛護手帳
 - ②自動車検査証
 - ③運転免許証又はマイナ免許証（障害者本人が運転する場合）
 - ④ETCセットアップ証明書
 - ⑤ETCカード（障害者本人名義）
- } ETC無線通行される場合

※割賦購入（ローン）または長期リースにより自動車を利用する場合は割賦契約書又はリース契約書

※ETC無線通行を利用の方はマイナポータルでオンライン申請をすることも可能です。

その際は市役所窓口での手続きは不要です。

《JR旅客運賃の割引》

身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方は、下記のような割引が受けられます。

対象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 普通急行券	50%	他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。ただし小児定期旅客運賃については割引を適応しません。
12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券	50%	他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし小児定期旅客運賃については割引を適応しません。
単独でご利用になる第1種、第2種障害者	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。

※第1種・第2種の区別は手帳に記載されています。

※割引申し出の際は手帳が必要となりますので、手帳は必ず携帯してください。

※詳しくはJRチケット発売窓口へお問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳は旅客鉄道株式会社運賃減額欄に第1種・第2種の記載があり顔写真の貼付がある手帳のみが対象です。既に手帳をお持ちの方で旅客鉄道株式会社運賃減額欄の記載や顔写真の貼付を希望する場合は福祉課までお問い合わせください。

《JR以外の鉄道旅客運賃の割引》

身体障害者手帳、愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方は運賃が割引になる場合があります。

※詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

《航空旅客運賃の割引》

身体障害者手帳・愛護手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している方が、単独または介護人と利用する場合、それぞれ割引が適用されます。

※国内線に限られます。

※満12歳以上の方が割引対象となります。

※詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

《民営バス運賃の割引》

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、降車の際に手帳を提示することで、バス料金が5割引（身体障害者手帳第1種または愛護手帳Aをお持ちの方は、介護者1名も対象）になる場合があります。

※詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

《タクシー料金の割引》

内 容

- ・障害者がタクシーを利用する場合、メーター料金の10%（10円未満の端数は切り捨て）割引になる場合があります。
- ・乗車の際に、手帳を提示してください。

対 象 者

- ・身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

※詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。

《駐車禁止除外指定車標章の発行》

障害のある方のために使用する車両に対して、「駐車禁止除外指定車標章」が発行されます。

■対象者

1 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害名		身体障害者手帳
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級から 3 級までの各級
平衡機能障害		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1 級から 2 級までの各級
心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸・呼吸器・小腸 機能障害		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級

2 愛護手帳「A」の交付を受けている方

3 精神障害者保健福祉手帳「1 級」の交付を受けている方

問合せ窓口：つがる警察署（42-3150）

《青森県おもいやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）》

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に、青森県が「利用証」を交付することで、公共施設や商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

「利用証」の発行には申請が必要です。

■申請の方法

- 郵便申請：申請書、障害者手帳の写しを下記宛に提出

〒030-0122 青森市大字野尻字今田52-4

「青森県おもいやり駐車場サポートセンター」宛

- 電子申請：「青森県おもいやり駐車場サポートセンターホームページ」から申請

問合せ窓口：青森県おもいやり駐車場サポートセンター（017-752-7343）

